

2026 年 8 月 31 日
金沢エナジー株式会社

令和 8 年 8 月 27 日からの大雨により被災されたお客さま (二次避難された方) に対するガス・電気料金の特別措置について

このたびの令和 8 年 8 月 27 日からの大雨により被災された方々には、心からお見舞い申し上げます。

このたびの大雨により令和 8 年 8 月 27 日に、石川県の一部市町において災害救助法が適用されました。

金沢エナジー株式会社（代表取締役社長 手崎 裕之）は、地域密着の総合エネルギー企業として、災害救助法が適用された地域の方々に対して、下記のとおり、ガス料金および電気料金にかかる特別措置を実施いたします。

記

1. 対象お客さま

災害救助法が適用された石川県羽咋市、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町および鹿島郡中能登町において被災され、避難のため当社供給区域（金沢市および野々市市）内へ転居に伴い、当社にお申し出があったお客さま

※今回の大雨に伴う災害において、上記以外の石川県の各市町において災害救助法が適用された場合は、当該地域も特別措置の対象といたします。

2. 特別措置の内容

特別措置	内 容
支払期限日（※）の延長	被災されたお客さまの 2026 年 7 月分、8 月分、9 月分および 10 月分のガス料金ならびに電気料金の支払期限日を各々 1 か月間延長します。

※当社が料金計算を行なった日の翌日から起算してガス料金は 30 日目の日、電気料金は 50 日目の日

3. お申し込み方法

当社所定の申込書によりお申し込みいただきます。

4. お問い合わせ先

金沢エナジー コールセンター（ナビダイヤル 0570-001874）

（受付時間 9～17 時 30 分、休業日 1 月 1 日～3 日）

※ I P 電話・海外からご利用の場合は 076-214-8470 へおかけください

以 上